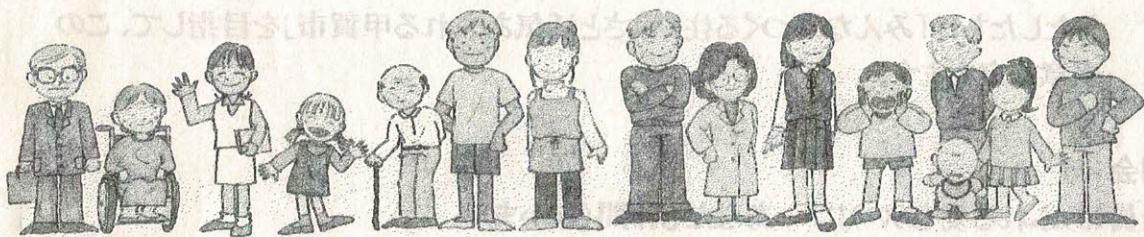


大原自治振興会 設立総会

吉田市市貿易局



日時：平成23年6月25日（土）午後7時30分～
場所：かふか生涯学習館 2階研修室

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛(あい)に

あなたも仲間(なかま)

いろどる山河(さんが)と

生(い)きいき文化(ぶんか)

こぼれる笑顔(えがお)に

応(こた)える安心(あんしん)

うみだす活力(かつりょく)

受(う)けつぐ伝統(でんとう)

かがやく未来(みらい)に

鹿深(かふか)の夢(ゆめ)を

市民憲章の唱和方法

司会：甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

司会：あ

全員：あふれる愛(あい)に あなたも仲間(なかま)

司会：い

全員：いろどる山河(さんが)と 生(い)きいき文化(ぶんか)

司会：こ

全員：こぼれる笑顔(えがお)に 応(こた)える安心(あんしん)

司会：う

全員：うみだす活力(かつりょく) 受(う)けつぐ伝統(でんとう)

司会：か

全員：かがやく未来(みらい)に 鹿深(かふか)の夢(ゆめ)を

大原自治振興会設立総会 次 第

日 時：平成23年 6月25日（土）

午後7時30分から

場 所：かふか生涯学習館 2階研修室

1. 開 会

2. 市民憲章の唱和

3. あいさつ

4. 来賓祝辞

5. 資格審査報告

6. 議長の選出

7. 書記、会議録署名人の指名

8. 議事

1) 議案第1号 大原自治振興会規約（案）

2) 議案第2号 会長、副会長、監事の承認

3) 報告第1号 事務局長、会計責任者の報告

【会長就任あいさつ及び役員紹介】

4) 議案第3号 大原自治振興会まちづくり計画（案）

5) 議案第4号 大原自治振興会平成23年度事業計画（案）

6) 議案第5号 大原自治振興会平成23年度予算（案）

9. 閉 会

議案第1号

大原自治振興会規約（案）

（名称）

第1条 この会の名称は、大原自治振興会（以下「本会」という。）という。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、甲賀市甲賀大原地域市民センターに置く。

（目的）

第3条 本会は、大原学区（以下「学区」という。）の住民みずからが学区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって住みよいまちづくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1） 学区の未来づくりのための計画策定及び見直しに関する事。

（2） 人権の尊重、福祉の推進及び健康増進事業に関する事。

（3） 青少年の健全育成に関する事。

（4） 安全安心の住みよいまちづくりに関する事。

（5） 環境の保全に関する事。

（6） 学区基本方針の具体化に関する事。

（7） 広報に関する事。

（8） その他、目的を達成するために必要な事。

（組織）

第5条 本会の会員は、学区住民とする。

2 本会は、年齢、性別や社会的地位等の差別を排除し、会員誰もが平等に参加できるものとする。

3 本会は、会員の参加を促し、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

4 会員は、本会の実施する事業に積極的に参加するものとする。

（役員）

第6条 本会に次の役員をおく。

（1） 会長 1名

（2） 副会長 2名

（3） 区長 10名

（4） 自治振興委員 20名以内

(5) 専門部会長 4名

(6) 監事 2名

(7) 会計責任者 1名

(8) 事務局長 1名

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 区長は、当該年度の学区内自治区区長をもって充てる。

(2) 自治振興委員は、学区内各自治区で選出された男女各1名をもって充てる。

(3) 専門部会長は、専門部から選出された者をもって充てる。

(4) 会長及び副会長は、区長、自治振興委員及び専門部会長が自治振興委員の中から選出し、総会で承認を受ける。

(5) 監事は、区長、自治振興委員及び専門部会長が会員の中から選出し、総会で承認を受ける。

(6) 会計責任者及び事務局長は、会長が会員の中から委嘱し、総会で報告する。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 区長、自治振興委員及び専門部会長は、本会及び専門部会の事業を統括する。

(4) 監事は、会計、資産の状況及び事業の執行状況を監査し、総会に報告する。

(5) 会計責任者は、本会の会計の事務処理にあたる。

(6) 事務局長は、本会の事務運営及び事務処理にあたる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、区長を除き2年とし、再任は妨げない。

2 役員の中で欠員が生じたときは、補欠役員の補充を行うことができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(選出代議員制)

第10条 各自治区に代議員を置く。代議員の数は、各自治区において自治区会員より選出された5名をもって構成する。

2 役員は、代議員になることができない。

3 代議員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第12条 総会は、選出代議員制をもって構成する最高の議決機関であつて、この規約に定める事項のほか、この会の目的を達成するための必要な重要事項を決議する。

- 2 定期総会は、会長の召集により毎年1回以上開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の2分の1以上の要求があつたときは、会長の招集により開催する。
- 4 総会は、委任状を認め、代議員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 総会には次の役員を置く。

(1) 議長 1名

(2) 書記 1名

(3) 議事録署名人 2名

- 6 議長は、出席代議員の中から会長が指名し、出席代議員の承認により選出する。

書記及び議事録署名人は、議長が出席代議員の中から指名する。

- 7 議長は、総会の議事進行を行う。

- 8 書記は、総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。
なお、議事録は事務局が保管管理する。

- 9 総会は、次の事項を審議する。

(1) まちづくり計画の策定(案)や見直し(案)の承認

(2) 事業計画及び予算案の承認

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 規約の改正

(5) 総会で提案された事項

(役員会)

- 第13条 役員会は、会長、副会長、区長、自治振興委員、専門部会長、会計責任者及び事務局長をもって構成し、会長が召集し、次の事項を審議し、各専門部会と共に事業を実行する。また、監事は、必要に応じ役員会に出席して意見を述べることができる。

(1) 本会運営の基本事項

- (2) まちづくり計画の策定及び見直し。
 - (3) 総会に付議する事項
 - (4) 緊急を要する重要事項
 - (5) 予算の軽微な変更
 - (6) その他の必要な事項
- 2 役員会の議長は、会長が行い、その議事録の作成は事務局長が行う。なお、議事録は、議長及び作成者が署名押印し、事務局が保管管理する。
- (専門部会)

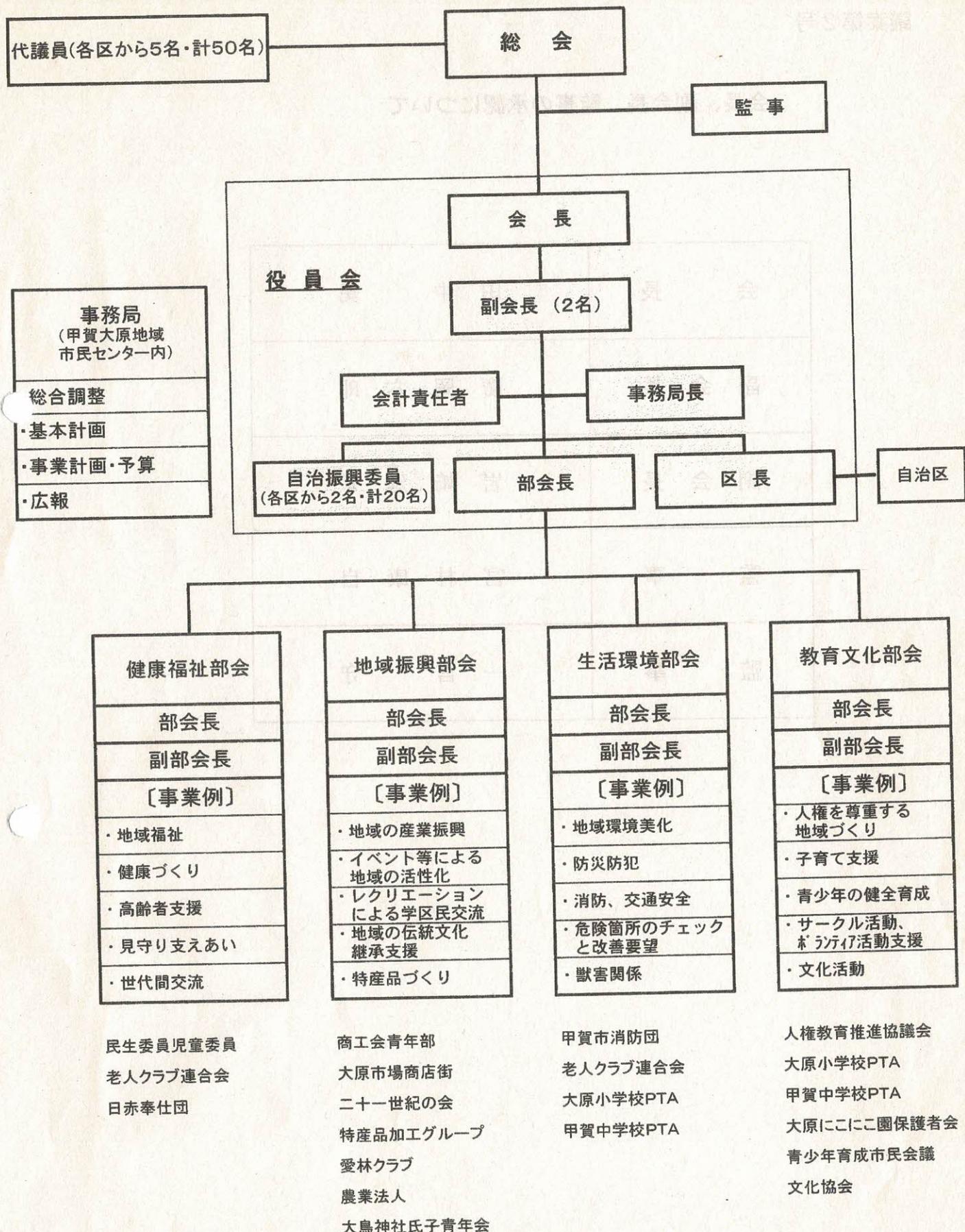
- 第14条 専門部会は、学区内の自治区及び各種団体から選出された委員をもって構成し、部会員の互選により部会長1名と副部会長1名を選出する。
- 2 専門部会は、部会長が招集し、事業の企画、調整、運営及び事業の執行を行う。
- 3 専門部会は、次のとおりとする。
- (1) 健康福祉部会
 - (2) 地域振興部会
 - (3) 生活環境部会
 - (4) 教育文化部会
- (会計)

- 第15条 本会の経費は、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- (会計年度)

- 第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (情報等の公開広報)
- 第17条 本会の会議等は、公開を原則とし、事業計画、事業報告及び予算決算等について会員に広く周知するものとする。
- (その他)

- 第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が総会に諮り別に定める。
- 付 則
- この規約は、平成 年 月 日より施行する。

大原自治振興会組織図 【案】



〔文〕 国際扶輪連盟日本代表大

議案第2号

会長、副会長、監事の承認について

会長	田中 勇
副会長	廣岡 六郎
副会長	岩崎 延幸
監事	宮林 康自
監事	一宮 守

報告第1号

事務局長、会計責任者の委嘱について

事務局長	村山富一
会計責任者	中村典也

大原自治振興会 まちづくり計画（案）

1章 現状と課題について

1. まちづくり計画策定の経緯

1955年（昭和30年）に旧大原村、旧油日村及び旧佐山村が合併して旧甲賀町が誕生しました。町発足以来、大原学区では、鉄道駅舎、主要道路、上水道施設等のライフラインの整備、ほ場整備、工業団地造成等の産業基盤の整備、体育館、学校等の公共施設の整備が行われ、その後、集落排水、公共下水道、住宅団地の造成等の基盤整備が意欲的に行われました。

一方、私たち地域住民は、地域のつながりを大切にした自治区（自治会）の活動を活発に行ない、自治区主催の文化祭及び運動会並びに河川清掃、道路清掃等の環境整備事業を積極的に行ってきました。

しかし、日本の人口は2007年をピークに減少傾向に転じ、65歳以上人口は2010年には全体の23%を占める状態となり、40年後には33%、3人に1人が高齢者という時代になると予想されています。大原小学校の児童数をみましても2000年（平成12年）に339人が在校していましたが、現在の2010年（平成22年）には284人、6年後の2016年（平成28年）には253人と減少し、時代を担う若年層の割合が低くなることが予測されています。また、生活環境の変化から若者の土地離れが進み、就学、就職及び結婚を機に他の地域で生活をするスタイルが増加してきました。このようなことから、私たちが生活する大原学区においても高齢者世帯の増加、行事参加率の低下など自治区の活動の中で様々な影響が現れています。

そのようななか、2009年（平成21年）9月、甲賀市は市民協働の母体組織として市内に23小学校区の（仮称）自治振興会を設け、「地域自らが強みを活かし弱みを補う」まちづくりの仕組みを作り上げていくことを進めました。大原学区ではこの施策に賛同し、2010年（平成22年）11月16日に大原学区自治振興会設立準備会を立ち上げ、このまちづくり計画を策定するものです。

2. 大原学区の概要

地理

大原学区は甲賀市の南東に位置し、那須が原山、油日岳等が連なる南鈴鹿の山並みから発する大原川と櫟野川の流れに沿って開かれた里山が連なる自然豊かな地域です。

人口

2011年（平成23年）5月末現在で人口は5152人（男2497人、女2655人）、世帯数は1652世帯で、近年、大原市場区、大原中区、相模区等において集合住宅や個人住宅が建築され、若い世代の流入がある一方で、就学や就職を機に若年層が転出する傾向にあります。

交通

2005年（平成17年）に改築されたJR草津線の甲賀駅を玄関口に東西に主要地方道草津伊賀線、北東方向に主要地方道甲賀土山線、県道南土山甲賀線が通り、補完する形で県道神上野線、県道相模水口線や市道が整備されています。

また、甲賀駅を起点にコミュニティバスが運行されていますが、各家庭の自家用車の保有率が高いことから、その利用率は低い状況となっています。

公共施設及び文教施設

甲賀駅周辺には、甲賀大原地域市民センター、甲賀中央公園、甲賀農村環境改善センター等の公共施設と甲賀中学校が存在し、かふか生涯学習館、甲賀図書情報館及び甲賀創健館の公共施設と大原小学校及び大原にこにこ園が大原学区の地理的中心地にあります。

また、後期高等教育のひとつである甲賀健康医療専門学校も大原学区にあります。

歴史文化

日本最大の木造座像で国の重要文化財である十一面観音像を本尊とする櫟野寺を始め、国県市指定の文化財を所蔵する寺院が多数存在しており、毎年7月23・24日の大原祇園を例祭としている大鳥神社は旧大原村の氏神として信仰を集めています。

産業

農業、林業及び薬業が旧甲賀町の三大産業と言われてきました。

農業については、後継者が減少し、担い手の高齢化が進む中で、耕作放棄地が目立っています。その一方で農家相互の協力を通して「集落営農」に取り組まれていますが、貿易自由化等のなかで新たな岐路に立たされています。

林業については、古くから年輪が細かく、赤みの美しいヒノキの優良材を産出していました。しかし、外国産材の流入、就業者の減少と高齢化などにより林業をめぐる状況は厳しさを増しています。こうした問題を抱えるなかで、エネルギーの有効利用と環境保全の観点から林業を見直すときに来ていることが伺えます。大原共有山財産区では、造林・育林などを行い公有林を守りながら、大原学区や大原小学校に対し支援を行なっています。

薬業については、古い伝統を持つ配置売薬業の従事者の減少と高齢化、また大型薬局チェーンを中心とした流通形態の変化により配置売薬の市場は縮小を余儀なくされています。医薬品製造業に関しては後発医薬品の製造が順調に推移していますが、一般用医薬品は大型薬局チェーンにその販路が変わり、厳しい価格競争を強いられています。

3. 大原学区の課題

検討項目

1. 人権福祉分野
2. 環境分野
3. 生活基盤分野
4. 産業分野
5. 教育分野

課題と要因

分野	課題
人権福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会対策、老老介護の増加 ・いきいきサロンへの限られた参加者 ・独居老人、閉じこもり老人対策 ・人権研修への限られた参加者 ・ハンディキャップを持った人への配慮
環境分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの不法投棄 ・河川の堆積土砂、雑草、ゴミ対策 ・道路の雑草、ゴミ対策 ・耕作放棄地の拡大 ・産業廃棄物処分場の注視 ・獣害対策
生活基盤分野	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点や歩道などの危険箇所の対策と改善要望 ・アパートの人たちとの交流が少ない
産業分野	<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者の不足 ・米の消費が少ない ・起業家の不足 ・地域の特産物や宝物が知られていない
教育分野	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での教育やしつけが難しい ・スポーツ少年団の育成 ・廃園幼稚園が活用されていない ・大原祇園祭の担い手不足 ・文化財としての櫟野寺の保存 ・小中高校、大学生、若者の地域行事への参加不足

2章 まちづくり計画について

1. まちづくり計画の期間

まちづくり計画の期間は、平成23年度から平成25年度の3年間とします。その計画は、より良いまちづくりに向け、随時見直しを行っていきます。

2. 大原学区の目標

自治区を越えた大原学区の課題や、各自治区で共通する課題の解決に取り組みます。

また、高齢者の生きがい対策や若年層の地域愛醸成のために、広域的な事業を開拓することにより大原学区内全体の地域振興を図ります。

3. 大原学区の将来像

住民一人ひとりが強い結びつきのなかで、誰もがこれからも住み続けたいと願う元気で力強い地域社会を目指します。

4. 大原学区の基本方針

- 1) 大原学区内の住民の交流を深め、自治区の連携を創出します。
- 2) みんなが参加できる事業を行います。
- 3) みんなが安心して暮らせるまちを目指します。

議案第4号

大原自治振興会 平成23年度事業計画（案）
(スケジュール)

時 期		事 業	内 容
6月	25日	自治振興会設立総会	規約の承認 会長・副会長・監事の承認 会計責任者、事務局長の報告 まちづくり計画（案）の承認 事業計画、予算（案）の承認
7月		専門部会	専門部会事業の検討
		役員会	振興会運営方針の決定
		広報紙発行	総会決定事項の報告
7月～2月		自治振興会研修	自治振興会研修の実施
		人権研修	視察研修等
		各専門部会事業	各専門部会の事業実施
		役員会	各専門部会の事業調整
		広報紙発行	各専門部会からのお知らせ 各区の紹介
3月～4月		役員会	事業実績、決算のまとめ 総会の調整
		広報紙発行	年間事業実績

各専門部会事業計画（案）

【健康福祉部会】

高齢者等の支援事業

1. サロンスタッフの交流・研修
2. 高齢者等の見守り活動

【地域振興部会】

地域の歴史・文化の再発見事業と伝承事業

【生活環境部会】

1. 防犯灯維持管理向上事業
2. 生活・通学道路美化事業
3. 防災・防犯事業

【教育文化部会】

地域住民の交流の場を設け、地域の諸問題、地域社会づくりに発展させる。

1. (仮称) 三世代交流フェスティバル
2. 人権研修（役員会等と共に）

大原自治振興会 平成23年度予算(案)

収入の部

単位：千円

款	項	目	節	予算額	説明
市交付金	基礎交付金	基礎交付金	基礎交付金	1,558	
	区活動交付金	区活動交付金	区活動交付金	2,494	
	事務加算金	事務加算金	事務加算金	957	
	事業加算金	事業加算金	事業加算金	3,261	
諸収入	預金利子	積立金利子	預金利子	1	預金利子
	雑入	雑入	雑入	1	コピー使用料
歳入合計				8,272	

支出の部

款	項	目	節	予算額	説明
総務費 (959)	一般管理費 (959)	一般管理費	賃金	384	事務局員賃金 800円/時間×12時間/週×4週×10ヶ月
			需用費	250	消耗品費 250,000円(用紙代・事務用品代等)
			役務費	55	通信運搬費 郵送代
			使用料及び賃借料	20	施設使用料
			備品購入費	250	パソコン、プリンター、デジタルカメラ、ロッカー等
事業費 (3,261)	一般管理費 (291)	一般管理費	需用費	221	消耗品費 71,000円 印刷製本費 150,000円(広報印刷代)
			役務費	50	通信運搬費 郵送代
			使用料及び賃借料	20	施設使用料
	研修費 (450)	自治振興会研修費	報償費	5	研修先謝礼
			役務費	20	保険料
			使用料及び賃借料	200	バス借上、通行料 ほか
	人権研修費		報償費	5	研修先謝礼
			役務費	20	保険料
			使用料及び賃借料	200	バス借上、通行料 ほか
	部会活動事業費 (2,520)	健康福祉部会活動費		630	部会活動費
		地域振興部会活動費		630	部会活動費
		生活環境部会活動費		630	部会活動費
		教育文化部会活動費		630	部会活動費
振興費 (1,558)	区活動振興交付金 (1,558)	敬老会事業交付金	負担金及び交付金	1,088	
		環境整備交付金	負担金及び交付金	470	
区活動費 (2,494)	区活動事業交付金 (2,494)	区活動事業交付金	負担金及び交付金	2,494	
歳出合計				8,272	